

令和8年度（2026年度）産業イノベーション人材育成に資する 高等学校教育改革推進事業に係る事務局等運営支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和8年度（2026年度）産業イノベーション人材育成に資する高等学校教育改革推進事業に係る事務局等運営支援業務

2. 委託業務の目的

本県では、令和8年2月13日、国において策定・公表された、『高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040年に向けた「N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想」～』（以下「グランドデザイン」という。）を踏まえ、県内の県立高校において、「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成」「理数系人材育成」「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」の三つの観点から、産業イノベーション人材等を育成し、高校教育改革を先導するパイロットケース（以下「改革先導拠点校」という）を創出することとしている。

また、グランドデザインにおいては、都道府県において「高等学校教育改革実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定することが求められており、実行計画の策定に当たって、県として目指すこれからの高校教育のあり方や国の支援を受けて推進する取組みなどについて、高校生の声を含む幅広い意見、地域別就業構造の推計、人口の将来推計などを踏まえたものとなるよう、また、大学、地域の関係者や産業界と十分に連携・協働することが求められている。

本業務では、実行計画の策定に関する伴走支援を行うとともに、改革先導拠点校への聞き取り等を通じ、第三者的な視点から県教育委員会と学校現場を調整し、コーディネート機能を担いながら、改革先導拠点校に関する伴走支援を行うことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月26日（金）まで

4. 委託業務の内容

（1）実行計画の策定に関する伴走支援

以下の①～⑥のとおりとする。なお、業務遂行にあたっては、グランドデザインはもとより、「今後の県立高等学校のあり方について～「熊本ならではの」の学校モデルの創造～（提言）」（令和7年9月10日 県立高等学校あり方検討会）を踏まえること。

①文献等調査・分析支援

- ・今後の教育改革を取り巻く社会・経済動向の分析、国における今後の教育改革の動向や他の都道府県における教育改革に関する動向、全国および本県の人口動態・将来人口推計、産業構造の現状と推計、就業構造、求人動向、中学・高校・大学進学動向、地理・地形的特徴、研究機関等による将来産業に関するレポート等、実行計画策定に

際し必要と考えられる文献等資料の調査・収集および分析を行うこと。

- ・なお、県が有するデータについては県から提供する。
- ・分析結果を踏まえて、実行計画策定にあたっての論点を整理し、県が実行計画に反映できるよう、支援を行うこと。

②実行計画の構成等に関する提案・助言

- ・実行計画の構成・内容等について、国の計画や本県における状況等、これからの高校教育を取り巻く環境の変化を踏まえて、また、実行計画の円滑かつ効果的な運用を見据えた提案・助言を行うこと。
- ・既存の県計画等との整合や、2040年の産業労働人口育成という国のビジョン等との整合、ストーリー構築について提案・助言を行うこと。

③関係者・有識者ヒアリングの設計・分析支援

- ・県が実施するヒアリングの対象者選定に係る提案・助言を行うこと。対象者については、文献・各種データの補完・深化や、高校教育改革に向けた課題整理等に知見のある者を提案・助言すること。
- ・ヒアリング項目の提案・助言を行うこと。
- ・ヒアリングに係る関係者調整および資料の作成を行うこと。
- ・必要に応じてヒアリングに同席の上、記録作成等を行うこと。
- ・ヒアリング実施にあたり謝礼等の経費が必要となる場合は、受託者が負担すること。
- ・把握した多様な声を論点として整理し、県が実行計画に反映できるよう、支援を行うこと。

④アンケート調査の設計・分析支援

- ・生徒、保護者、教職員、産業界、地域住民など多様な関係者を対象として、県が実施するアンケート調査に係る調査項目の設計を行うこと。
- ・効果的にアンケート調査を実施するための手法および広報について提案・助言を行うこと。なお、アンケートの配付・回収については県が行う。
- ・実施したアンケート結果の整理および分析・評価を行うこと。
- ・把握した多様な声を論点として整理し、県が実行計画に反映できるよう、支援を行うこと。

⑤実行計画や地域連携等を議論・検討する機会の運営支援

- ・高校教育改革推進のための取組みや、実行計画や地域連携等を議論する場づくりに向けた関係者調整等について、県と連携しながら行うこと。
- ・議論の場でのファシリテートおよび資料作成支援等を行うこと。
- ・把握した多様な声を論点として整理し、県が実行計画に反映できるよう、支援を行うこと。

⑥高校教育改革推進のための全国事例の収集・提供、現地調査候補地の提案・助言、関係者調整等の実施

（２）改革先導拠点校に関する支援

改革先導拠点校への聞き取り等を通じ、第三者的な視点から県教育委員会と学校現場を調整し、コーディネート機能を担いながら、改革先導拠点校に関する支援を行う。

なお、理数系人材育成分野の改革先導拠点校に係る支援は、「令和７年度産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業公募要領（追加公募）」（令和８年７月 文部科学省初等中等教育局）における追加申請が不採択となった場合は、その時点で業務打ち切りとし、以後の対象経費について減額変更を行う。

- ・改革先導拠点校全体を支援するアドバイザーを１名以上配置すること。アドバイザーには、学校魅力化や地域活性化分野におけるコンサルティング経験を有する者を配置すること。
- ・改革先導拠点校の取組内容、進捗、成果（ＫＰＩ及び関連指標を含む）の把握・評価及び体系的整理、他校への普及・横展開、情報発信等について提案・助言を行うこと。
- ・改革先導拠点校の取組内容を踏まえて、専門家や外部連携先等について提案・助言・コーディネートを行うこと。
- ・改革先導拠点校及び関係者が情報共有や協議を行う場の企画・運営を行うこと。

（３）定例会の開催

- ・県との定例会を対面又はオンラインにより、月１回以上開催すること。
- ・定例会の進行、資料作成支援、議事録の作成を行うこと。

５．業務遂行に関する留意事項

- ・委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき、受託者と県との協議により決定すること。
- ・県の求めに応じて、受託業務の進捗状況について県に報告すること。
- ・資料等の作成にあたっては、事前に県に方向性・内容等について確認すること。
- ・文献や各種データ等の利用に際し、知的財産権や、その他諸権利を侵害することがないよう確認し、必要に応じて事前に許可や承認を得るなどの手続きを行うこと。
- ・本仕様書に定める業務に必要な一切の費用は、受託者の負担とする。
- ・業務統括責任者には、教育分野におけるプロジェクトマネジメント経験を有する者を配置すること。

６．業務スケジュール（予定）

業務のスケジュールについては、以下を原則とし、企画内容等に応じて、受託者と県との協議によりスケジュールを調整する。

令和８年９月頃：業務打ち合わせ

令和８年９月～：文献等調査、関係者ヒアリング、アンケート実施支援、改革先導拠点校訪問・聞き取り、コーディネート実施

令和9年3月：業務報告書提出

7. 実績報告等

- (1) 受託者は、本委託業務の完了後、委託業務全体の内容をまとめた報告書および、作成した資料データを記録した電子記録媒体を県に提出することとする。データ形式は原則としてMicrosoft Office形式とする。
- (2) 納入場所
熊本県教育委員会事務局 県立学校教育局 高校教育課 高校改革推進室
(〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号)

8. その他

- (1) 熊本県教育委員会事務局高校教育課は、業務期間中、いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (2) 受託者は、当該受託業務について、業務統括責任者を置き、また業務を円滑かつ安全に行うため、適切な補助員の配置を行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を順守することとする。
- (4) 本業務の履行に際し、他者の著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。
- (5) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (6) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、事業終了後、取得したデータ等は破棄すること。
- (7) 受託者は、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、本事業を進める上で知り得た情報を第三者に漏らしたり、他の目的に利用してはならないこと。また、事業終了後、取得した個人情報は破棄すること。
- (8) 電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容（不要ファイルの添付がないか等）、送信方法（BCCに設定されているか等）を複数の者で確認すること。
- (9) 成果物に関する著作権は、熊本県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- (10) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提出し、了解を得ることとする。また業務統括責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (11) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書にない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議の上、業務を実施すること。
- (12) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。